



後期高齢者医療制度に関する要望書

令和5年6月7日

全国後期高齢者医療広域連合協議会

後期高齢者医療制度に関する要望書

後期高齢者医療制度については、安定した社会保障制度として確立させるため、これまで様々な議論や見直しが行われている。後期高齢者医療制度の基盤強化や持続性を確保し、必要な改善を図るため、以下の事項について国による積極的な対応や実現に向けた取組を要望する。

記

1 マイナンバー制度関連について

- (1) マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う被保険者証の廃止に当たっては、以下のことについて要望する。
 - ア 国は、広域連合や市区町村の意見を十分に反映し、被保険者・医療機関等・保険者の混乱や事務・財政負担の増加を招かないよう懸案事項を十分に把握・検討したうえで、すべての被保険者が安心して医療機関等を受診できるよう責任をもって制度設計し、今後のスケジュールやスキームについて早期に示すこと。
 - イ 訪問診療や柔整、あはき等を含む全ての医療機関等でマイナンバーカードを健康保険証として利用できるようにすること。
 - ウ やむを得ない理由等によりマイナンバーカードを取得しない者に対する対応方針や課題への対応方法等を早期に示すとともに、カード未取得者に混乱が生じないように配慮すること。
 - エ オンライン資格確認による限度額適用認定等を原則とし、限度額適用認定証等を廃止すること。
 - オ 被保険者や医療機関等に対しては、国の責任において丁寧な説明及び周知広報を行うとともに、国は、コールセンターを設置し、できるだけ長い期間継続すること。
 - カ 制度改正に当たっては、保険者に過度な負担を課すことのないようにするとともに、制度改正に伴う経費について全額財政支援の対象とすること。
- (2) マイナンバーカード未取得者に対する交付申請書等の送付は、申請者の利便性を鑑み、年齢に関わらず地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から対象者へ一律に送付されるよう関係省庁と調整すること。

2 標準システム関連について

- (1) 標準システム機器更改、制度改正に係る各広域連合の外付けシステムの改修費用並びにクラウド化に伴い増加する運用経費等について、以下のことを要望する。
 - ア 標準システム機器更改、制度改正に係る各広域連合の外付けシステムの改修費用について、全額、国の財政支援を行うこと。
 - イ 国の方針として決定された次期標準システムのクラウド化については、国が説明するコストメリットと相反し運用経費等の増加が見込まれることから、増加する運営経費等については、全額、国による財政支援を行うこと。

ウ 次期標準システムの運用経費が現行システムの運用経費より確実に削減されるよう、方策を講じること。

(2) 次期標準システムの開発遅延によって生じるかかり増し経費については、全額を国庫で負担すること。

また、これ以上開発遅延が起らないように体制を強化すること。

(3) 今後、後期高齢者医療制度に関連するシステムのクラウドについては、安全かつ安定的な運営のため、国において国内企業によるクラウドサービスの整備を早急に実施できるよう関係省庁と調整に努めること。

3 窓口負担関係について

窓口負担の見直しで特に中間所得層の負担感が増しているなか、今後の窓口負担のあり方については、2割負担導入の影響や後期高齢者の生活実態を把握し、短期間のうちに基準等の見直しによる2割負担以上の被保険者数を増加させる制度改正は行わないこと。

また、3年間の配慮措置の期間経過を見据え、被保険者が安心して受診できる環境の維持・整備を国の責任において検討すること。

4 財政関係について

後期高齢者医療制度の持続可能で安定的な運営に必要な財政支援について、地方公共団体や保険者等関係団体の意見を十分聴取し、定率国庫負担割合の増加を含めた公費負担の割合の見直しを行うとともに、保険料の増加抑制に財政安定化基金を活用できる仕組みを継続するなど、高齢者にとって過剰な負担増とならないよう対策を講ずること。

また、国保総合システムの更改に当たり、システムが極めて公共性の高い重要なインフラとしての役割を担っていることから、保険者に新たな財政負担が生じないように引き続き十分な財政措置を行うこと。

5 保健事業について

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について、安定的かつ継続的な実施ができるよう、財政支援の拡充及び恒久化を行うとともに、事業を担う医療専門職（保健師等）の確保に向けた支援を行うこと。

6 医療保険制度改革について

国が進めている医療保険制度改革は、後期高齢者の生活に大きな影響を及ぼすことから、被保険者の負担能力に応じた適切な制度設計を行うことに努めるとともに、対象被保険者の負担軽減に係る激変緩和措置は政策的な決定であるため、その費用は国が財政措置を行うこと。

また、制度改革の目的や内容、保険料負担への影響等について、国は被保険者等に対し、分かりやすい内容のリーフレット等により十分な周知・広報を図ること。なお、広域連合とその構成市区町村が周知・広報を行った場合に要する費用については、国による財政支援を確実に実施すること。

7 保険料の軽減措置について

保険料の軽減判定を行うための所得の算定方法について、税法上の所得をそのまま引用できるように、制度面及び法制面の課題を解決し、国民健康保険制度の改正と合わせて実施すること。

8 制度運営体制について

骨太方針 2022 において、中長期的な課題として検討を深めることとされている後期高齢者医療制度の運営体制について、持続可能で効率的な運営が可能となるよう、その進捗状況及び今後の見通しを情報提供すること。

また、生活保護受給者の国民健康保険と後期高齢者医療制度への加入について検討されているが、慎重な議論が必要である。制度の維持及び財政の安定化を図るため、現行の医療扶助の維持を求める。

さらに、広域連合へ職員を派遣する市区町村に対して、地方財政措置の充実を図り、職員定数上の緩和措置を設けるなど、派遣しやすい環境を整備すること。

9 大規模災害などについて

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により被災した被保険者に対する保険料減免及び一部負担金の免除並びにこれを実施するための財政措置については、令和 5 年度以降も引き続き継続すること。

また、令和 5 年度から減免及び免除が段階的に見直されるに当たり、被保険者の理解が十分に得られるよう、国において丁寧な周知広報を行うこと。

10 金融所得や金融資産の保有状況を勘案した制度設計について

令和 5 年 5 月 11 日の参議院厚生労働委員会において、「金融資産・金融所得を含む能力に応じた負担のあり方や保険給付のあり方等について、税制も含めた総合的な検討に着手」することなどを政府に求める附帯決議が採択されているが、後期高齢者の生活に深刻な影響を及ぼすことがないように、慎重な検討を行うこととし、性急な導入を行わないこと。

11 新型コロナウイルス感染症対策関連について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「2 類相当」から「5 類」へ引き下げられたが、高齢者は重症化しやすく医療費負担が大きくなりかねないため、一定の公費負担を継続するとともに、ワクチン接種も必要に応じて公費負担とすること。

また、高齢者が安心して、適切な医療を受けられるよう、医療体制の整備を行うとともに、人材確保に努めること。

以上

令和 5 年 6 月 7 日

厚生労働大臣 加藤 勝 信 様

全国後期高齢者医療広域連合協議会

会長 横尾 俊 彦



